

# いじめ問題への取組み実践事例の情報提供について

## 1 実践の概要（実践方法及び内容）

### （1）実践方法

「いじめはどの学校・学級にも起こり得る」「どの子もいじめの被害者・加害者になり得る」という認識に立って、いじめの予防の視点と、いじめ発生時における緊急対応の視点から「いじめの予防と解決に向けての組織的対応」というマニュアルを作成し、配布した。学校におけるいじめ未然防止、発生時の対応に役立て、今後、各学校の実態に応じたマニュアルを作成していく上で、参考とさせる。

マニュアルには下記の内容が明記されている。

- ・いじめ予防の視点では、学習活動等の充実・日常の児童生徒指導の充実・校外との連携、いじめ相談施設、教育委員会の役割など
- ・緊急対応の視点からは、学校や家庭でのいじめのサインの早期発見のための方法、解決に向けての組織的対応の在り方など

### （2）実践内容

- ①「いじめの予防と解決に向けてのマニュアルの作成・配布」平成18年度
- ②「学校におけるいじめ防止に向けた取り組みといじめ実態調査」平成18年度
- ③「いじめ解消・防止に関する調査」平成18年度
- ④「市内小中養護学校における過去5年間のいじめの調査」平成18年度
- ⑤「いじめ根絶のための各校の実施計画（状況）の提出について」
- ⑥市教委通知「いじめの未然防止について」平成18年度

## 2 実践の成果（態度・心情面やいじめ解決など）

- 自校の実態を生かしたマニュアルの作成が進んだ。
- いじめ問題解決への組織的な取り組みが意識され、実践化されている。
- 学年いじめ件数は、小学校では6年、中学校では1年が最も多い。
- いじめと感じている内容は、小学校、中学校ともに「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」が多く、他に小学校では「言葉での脅し」、中学校では「集団による無視」も多い。
- これらの調査はじめ各種調査・通知による指導の結果、各学校ともいじめ実態調査計画やいじめ根絶チームの設置等を位置づけた「いじめ根絶のための実施計画」を作成した。今後もいじめ対策状況の確認、いじめ根絶チームの活性化を促していく。

## 3 「いじめの予防と解決に向けての組織的対応」マニュアル（抄）（別紙資料参照）

### 【教職員の基本姿勢】（別紙資料参照）

#### <学校では>

- 当番活動や休み時間に一人でいる場面が多い。
- 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる
- 紛失物が多くなる
- 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える
- 給食を食べ残すことが多くなる
- 遊びの仲間に入れない
- 仕事を押し付けられる
- 怪我や傷が多くなる
- その他

- 一連の経過について、いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようになど明確に記録をとておく。
- 外部からの情報提供に対しては、すべての教職員が対応できるようする。

- ①独断で対応しない。（組織的対応を）
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- ③徹底していじめられている児童生徒の側に立つ。
- ④いじめが出た学級の担任を全教職員で支援していく雰囲気や体制をつくる。

連絡を受けた担任または学年主任は、個人的な判断をせず、生徒指導主事に報告する。  
→校長・教頭へ（※情報の微妙なずれを防ぐためには簡単な報告書を作成するとよい）

- ①問題を解決するためのいじめの緊急対応会議を招集する必要があるか。
- ②自殺、不登校、脅迫、暴行など緊急に対応する必要性があるか。
- ③事実調査の内容と方法はどうするか。

# いじめの予防と解決に向けての組織的対応

市教育委員会

いじめはどの  
学校・学級に  
も起こり得る。

いじめ対策委員会

予防的活動

どの子もいじめ  
の被害者・加害  
者になり得る。

いじめ予防の視点から

学習活動等の充実

日常の児童生徒指導の充実

校外との連携

## 1 「わかる授業」の実現

- ①子どもと「共に学ぶ」立場に立ち、「考える、わかる、やる気を起こす、目標が持てる、協力し合う」授業の実践に努める。
- ②子どもにいろいろな見方や考え方があることを指導し、自分の考えを述べ合うことを通して、自由に発言できる喜びや、友だちと共に学ぶことの楽しさを味わわせる授業に努める。

## 2 豊かな人間関係づくり

- ①学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方、生き方にについて考えさせ、自他の生命や人権を尊重する心を育てる。
- ②特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、グループ学習、学年全體の活動、あるいは異年齢集団による活動を通して、互いに教え合い、学び合う態度を育てる。

## 1 児童生徒理解

- ①教職員と児童生徒の信頼関係を築きながら、児童生徒の声を聞き、気持ちを理解する。
- ②必要に応じて、きめ細かな教育相談や悩み調査・諸検査を行い、児童生徒の内面を多角的にとらえる。
- ③学級担任は、教科担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員等との連携を密にする。

## 2 日頃からのいじめ予防

- ①学級、学年集会、全校集会において、「いじめは絶対許さない」姿勢を日頃から児童生徒に訴えていく。
- ②教師の目の届きにくい場所について、校内巡回等を行い、いじめを予防するための環境整備を行う。

## 3 的確な対応

- ①計画的な校内研修会の実施
- ②悩みを抱えている教師への全職員による支援
- ③教育相談研修等に参加して、児童生徒の多様化している行動への指導力向上を図る。

## 1 保護者との情報交換

- ①家庭訪問、電話、連絡帳等を通して、絶えず学校と保護者との情報交換を行い、相互理解を図る。
- ②保護者と学校がよりよく児童生徒を理解するために、授業参観、学級・学年懇談会等を積極的に取り入れる。

## 2 緊密な関係機関との連携

- ①いじめの相談は、関係諸機関に持ち込まれることが多いので、学校は関係諸機関に積極的に出向いて情報交換をし、連携・協力を深める。
- ②地区の連絡会議や自治会、育成会等との連携を図り、共に児童生徒の健全育成に努めるという関係づくりをする。

いじめにあっている人へ  
気軽に相談してください。



## 教育委員会では

- 各学校とのいじめに関する情報交換等の連携を強化し、実態の把握に努める。
- 市教育研究実践センター（ふれあい広場）との連携を強化し、相談活動の充実を図る。また研修内容の充実を図る。
- スクールカウンセラーの臨時的な派遣や関係機関との連携をすすめる。
- いじめる児童生徒の改善を図ることが困難な場合は、出席停止の措置も考慮し考える。
- いじめられている児童生徒の保護者から「転校」の申し出があった場合は、関係学校の校長など関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について検討する。

## 【教職員の基本姿勢】

<教職員自身の意識をチェックする>

- 全職員が
  - あらゆる場で
  - 日ごろから
- 児童生徒の交友関係
  - 表情、態度など

小さな変化にも気を配る。

### <学校では>

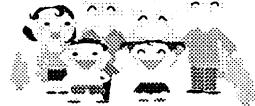
- 欠席、遅刻、早退が増える
- 教室に入りたがらない
- 急に学習への意欲を失う
- 当番活動や休み時間に一人でいる場面が多い。
- 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる
- 紛失物が多くなる
- 持ち物や掲示物にいたずら書きが増え
- 給食を食べ残すことが多くなる
- からかわれることが多くなる
- 遊びの仲間に入れないと
- 表情が暗くなる
- 仕事を押し付けられる
- 怪我や傷が多くなる

## 緊急的対応

## 【具体的な対応例】 N o 2

<いじめのサインを早期に発見するには>

いつもと違う子どもの変化に気づくことが大切です。



### <家庭では>

- 学校の話をさける
- 友だちのことを話さなくなる
- 登校時に体の不調を訴える
- 感情の起伏が激しくなる
- 兄弟や物にあたる
- 寝つきが悪く、寝不足が続く
- 急に食欲がなくなる
- 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる
- 持ち物にいたずら書きをされている
- 怪我や傷を負って帰ってくる
- 電話を受けた後、落ち着かない
- 突然友だちに呼び出される
- 人に物を貸すことが多くなる
- 家からお金を持ち出す

### 児童生徒の気になる情報

#### 情報の内容例

- いじめられた児童生徒や保護者から訴えを受けた。
- 他の児童生徒等から、いじめの情報を聞いた。
- いじめらしき現場を発見した。
- 児童生徒の言動からいじめのサインに気がついた。
- 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた。
- 関係機関等からいじめに関する連絡を受けた。
- 心の教室相談員や子どもと親の相談員等からの情報を聞いた。



### 情報を得た教職員

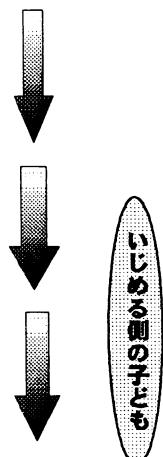


### 担任・学年主任

### 独断で対応せず素早く関係者に連絡する

連絡を受けた担任または学年主任は、個人的な判断をせず、生徒指導主事に報告する。  
→校長・教頭へ（※情報の微妙なずれを防ぐためには簡単な報告書を作成するとよい）

- ①独断で対応しない。（組織的対応を）
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- ③徹底していじめられている児童生徒の側に立つ。
- ④いじめが出た学級の担任を全教職員で支援していく雰囲気や体制をつくる。



### <行動傾向に注意>

- ★教室や廊下で仲間同士で集まってひそひそ話をしている。
- ★まじめな子を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使ったりする。
- ★特定の者の失敗や規則違反に敏感に反応する。
- ★遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立ち、ボス的存在になりたがる。
- ★感情の起伏が激しく、行動に裏表が見られる

- 一連の経過について、いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようになど明確に記録をとておく。
- 外部からの情報提供に対しては、すべての教職員が対応できるようにする。

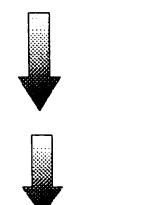
### いじめ対策委員会



### 教頭



### 校長



- ①問題を解決するためのいじめの緊急対応会議を招集する必要があるか。
- ②自殺、不登校、脅迫、暴行など緊急に対応する必要性があるか。
- ③事実調査の内容と方法はどうするか。

## いじめ緊急対応会議

- 会議資料の内容
  - ①いじめの状況（報告書）
  - ②いじめの被害者、加害者に対する資料（家庭環境調査、生徒指導個表など）
- 会議の構成員
  - 校長、教頭、教務主任、いじめ対策委員会メンバー、該当学年教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー等

生徒指導主事は、担任や学年主任などと連絡を取り合い、いじめ緊急対応会議を招集する。

### 調査実施上の留意点

- ①教職員自身がいじめの被害者の味方に立ち、常に子どもを支える立場で接する。
- ②被害者は、「いじめられている」ことを語らないことが多いので、性急にならずに、被害者の気持ち沿って話を聞く。
- ③いじめの加害者は、「いじめた」と思っていなかつたり、認めようとしない場合が多いので、威圧的にならずに本人の不満や言い分を受容的に聞く。
- ④けんか両成敗的な指導はしない。
- ⑤事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断はしない。
- ⑥内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
- ⑦事実関係が明確になったら、児童生徒自身にいじめの経過を書かせる場合もある。
- ⑧当事者以外から情報が提供されたとき、その情報源（児童生徒等）に迷惑が及ばないように配慮する。
- ⑨家庭訪問するか、来校を願うなど、保護者と直接面談する。また保護者の養育態度などを責めたりせず、保護者の立場や心情に十分配慮する。

### 調査

### 事実関係の把握

### 指導方針の決定 指導体制の確立

### 調査の観点

- ①いじめの被害者、加害者などの関係児童生徒との面接調査や行動観察をどのように実施するか。
- ②役割分担はどうするか。
- ③保護者との連絡をどのようにするか。
- 調査は速やかに行い結果は文書などで報告する。
- 調査は、いじめられた子、いじめている子、周囲の子の三者に対して行う。

### 調査項目

- ①いじめの状況
  - ・日時 ・場所 ・人数
  - ・いじめの態様やいじめ集団の構造など
- ②いじめの動機・背景
- ③いじめられている子、いじめている子の言動とその特徴
- ④保護者の知っていること
- ⑤教職員の知っていること ⑥他の問題行動との関連

### 保護者

### 指導方針の決定 指導体制の確立

### 職員会議 学年主任

### いじめ解決への援助・指導

具体的に援助・指導するための組織を結成する。児童生徒にとって誰がキーパーソンかを考え、臨機応変にメンバーを加える。

#### <被害者への指導・援助の姿勢>

- ①徹底していじめられた子の味方に立つ。
- ②親身になって話を聞く。
- ③継続的に事後指導を行い、今後の対策について一緒に考える。

☆いじめは、絶対許さないこと。

☆いじめ解決まで「必ず守り通すこと

## &lt;加害者への指導・援助の姿勢&gt;

- ①個別にかかわる機会を継続的にもつ。
- ②自分はどうすべきであったか、これからどうするかについて考え、行動できるようにする。
- ③お互いの人間関係を大事にしながらよい点を認めてやる。
- ④集団でいじめの場合は、個別指導と並行してグループとの話し合いを継続的に行う。
- ⑤本人が「謝りたい」という気持ちが生まれてきた段階で、いじめられていた子の気持ちを確認し、きちんとした謝罪と今後の決意表明をさせる。

## &lt;観衆、傍観者への指導・援助の姿勢&gt;

- ①学級あるいは学年全体の問題として考えていく。
- ②冷静に本気でこの問題に取り組んでいる姿勢を示す。
- ③いじめを止めたり教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ④日常生活において、教職員と児童生徒一人一人との触れ合いを通じて、児童生徒を温かく見守り、内面を理解し、よいところを伸ばすように心がける。
- ⑤心が通い合う学級の雰囲気づくりに努める。

## &lt;保護者との連携の姿勢&gt;

- ①「子どものためにどうするか」という視点に立って、保護者とよく連携を図り、共に考えていくという姿勢を持つ。
- ②教職員が保護者を非難したり、一方通行的に話したりすることのないよう、十分配慮する。
- ③家庭訪問など保護者との面談は、学級担任一人だけでなく学年主任などの複数の教職員などで対応することが望ましい。
- ④保護者からの悩みや言い分については、話し合いの時間を十分確保する。

☆いじめは、どの学校、どの学級にもおこり得る。

☆どの子も加害者になり得る。

☆いじめられている子のつらさを考えさせる。

☆いじめ行為の卑劣さを理解させる  
☆いじめをはやし立てる行為、いじめを見て見ぬふりをする行為はいじめと同じである。

☆保護者の理解を得て、いじめられた子、いじめた子の指導・援助の方向性を探る。

- いじめた子・・・保護者の協力が不可欠
- いじめられた子・・・学校の安全管理不十分であることへの謝罪、保護者への協力依頼

## 継続指導・経過観察

## &lt;経過観察の観点&gt;

- ①表面的な謝罪だけで解決したと、安心することなく、両者が納得できるようにする。
- ②今後どの教職員が、どの児童生徒に、具体的にどのような関わりをしていくのか明確にしておく。
- ③外部関係機関等の対応は、窓口を一本化して、連携をとりやすくする。
- ④問題が深刻化した際、問題を焦点化して、校長を中心として組織的に対応する。

## &lt;いじめのその後について検討する&gt;

- ①発生したいじめ問題を解決と判断できるか。
- ②これまでの援助・指導の方針を再点検する必要性はあるか。
- ③いじめ問題が長期化・複雑化した場合、関係機関との連携が必要か。
- ④望ましい学級づくりができるように、学校全体で支援していくような体制を検討する。

## いじめ緊急対応会議



NO

解決したか?

YES

## 再発防止・予防的活動